



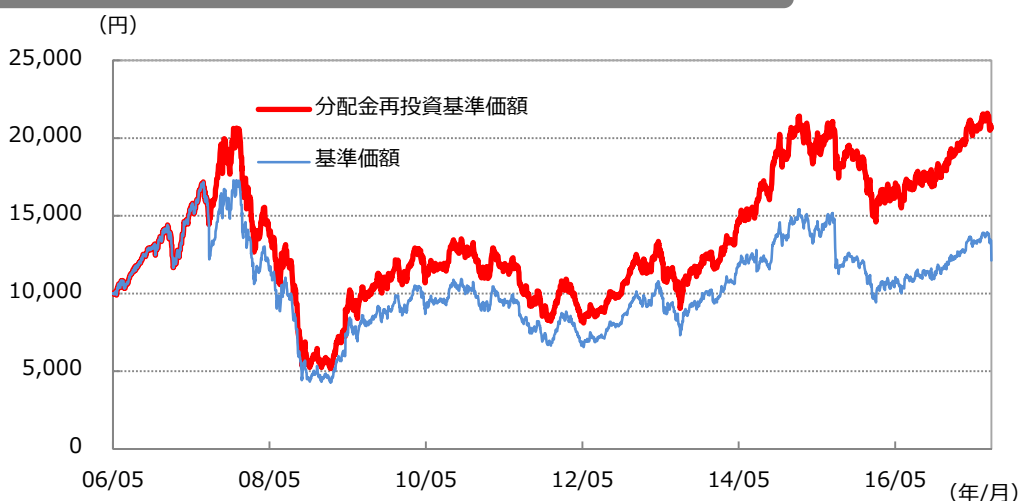
# 新光ピュア・インド株式ファンド

追加型投信/海外/株式

## 第11期分配金のお知らせ

- 当ファンドは、第11期決算（2017年8月22日）において、基準価額の水準等を勘案し、分配金を1,200円（1万口当たり、税引前）といたしました。

### 運用実績



基準価額  
(2017年8月22日)

12,130円

※期間：2006年5月31日（設定日）～2017年8月22日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

### 直近5期の分配実績

第11期（2017年8月22日）	<b>1,200円</b>
第10期（2016年8月22日）	0円
第9期（2015年8月24日）	1,500円
第8期（2014年8月22日）	1,400円
第7期（2013年8月22日）	0円

※2017年8月22日時点

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※6ページの「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

商号等 / アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

運用状況について (2016年8月22日\*~2017年8月22日)

\*2016年8月22日は当ファンドの前期末の日付です。

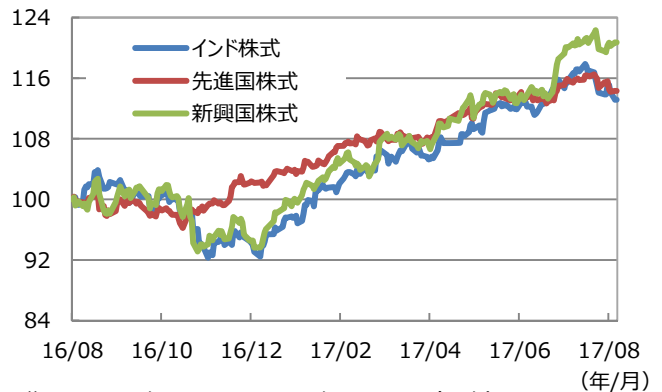
**インド株式市場**は2016年9月上旬にかけて、インド企業の好決算などを好感し、堅調に推移しました。しかし、その後11月下旬にかけては米国の利上げ観測の高まりや米国大統領選挙におけるドナルド・トランプ氏の勝利を受けて米国の長期金利が上昇したことで、インドを含む新興国から投資資金が流出すると懸念が強まったため、下落しました。また、インドのモディ首相による突然の高額紙幣の廃止発表によって個人消費の停滞などが不安視されたことも下落の一因となりました。

12月下旬以降は上昇基調となり、2017年8月初旬には過去最高値を更新しました。財政健全化と景気の双方に配慮した連邦政府予算案の発表や州議会選挙における与党インド人民党の圧勝、7月のGST（物品サービス税）導入に向けた関連法案の可決、RBI（インド準備銀行）による利下げ期待の高まりなどが好感されました。

**外国為替市場**では、インドルピーが対円で大きく上昇しました。米国のトランプ政権によるインフラ投資や財政政策に対する期待からリスクオンの動きが強まり、インドルピーは対円で2016年12月中旬にかけて大きく上昇しました。その後、トランプ政権の政策運営に対する不透明感から一時的に下落する場面が見られたものの、インド政府による構造改革の進展期待が下支えし、概ねレンジ内での推移となりました。

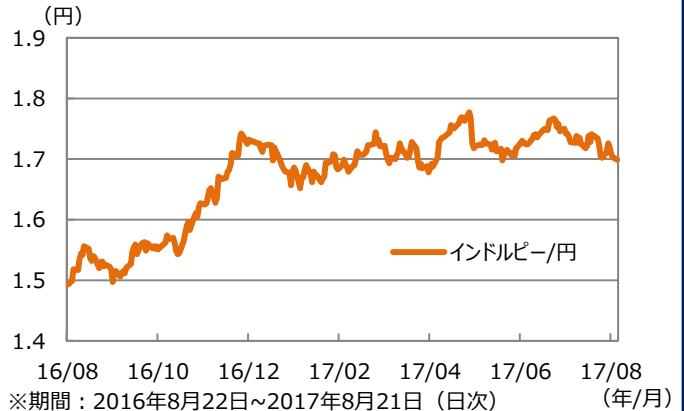
**こうした環境のなか**、当ファンドにおいては優秀な経営陣や競争力に優れたビジネスモデルを有する大型株中心に投資を行い、良好な業績が期待される中型株などを合わせて組み入れました。この期間では、金融セクターの組み入れを引き上げた一方で、ソフトウェアや薬品セクターの組み入れを引き下げました。

株式市場の推移



※期間：2016年8月22日~2017年8月21日（日次）  
 ※2016年8月22日を100として指数化。  
 ※インド株式はS&P BSE SENSEX指数、先進国株式はMSCI ワールド・インデックス、新興国株式はMSCI エマージング・マーケット・インデックスを使用。また、これらの指数は運用状況をご理解いただくための一助として記載しているものであり、当ファンドのベンチマークではありません。

為替市場の推移



※期間：2016年8月22日~2017年8月21日（日次）

今後の市場見通しと運用方針について

GSTの導入は、中小企業などの一部で対応が間に合わず、混乱が生じる可能性があるものの、中長期的には税体系が簡素化されることによる企業の事務コストの削減やサプライチェーンの効率化、税収の増加などが見込まれ、インド経済の成長に寄与するものと思われます。欧米の政治情勢や金融政策の動向、地政学リスクの高まりなどは引き続き懸念材料ではあるものの、インド政府による構造改革や銀行の不良債権問題の進展、企業収益の改善、インド国内の投資家からの投資資金の流入などが相場の支援材料になると見ています。

このような環境のなか、インド政府による道路や鉄道、防衛、低所得者向け住宅への投資拡大の恩恵を受ける銘柄や高い市場シェアを有し、収益の拡大が見込める民間銀行を高位に組み入れる方針です。

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の市場動向等を示唆・保証するものではありません。

出所：ブルームバーグをもとにアセットマネジメントOne作成

【指数の著作権】

Standard & Poor's®並びにS&P®は、スタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービスズLLC(以下「S&P」)の登録商標です。Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングスLLC (以下「ダウ・ジョーンズ」) の登録商標です。これらはS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに対して使用許諾が与えられており、アセットマネジメントOne株式会社に対しては特定の目的のために使用するサブライセンスが与えられています。S&P BSE SENSEX指数はS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが所有しており、アセットマネジメントOne株式会社に対して使用許諾が与えられています。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ、S&Pおよびその関連会社は、アセットマネジメントOne株式会社の商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また投資適合性についていかなる表明をするものではありません。

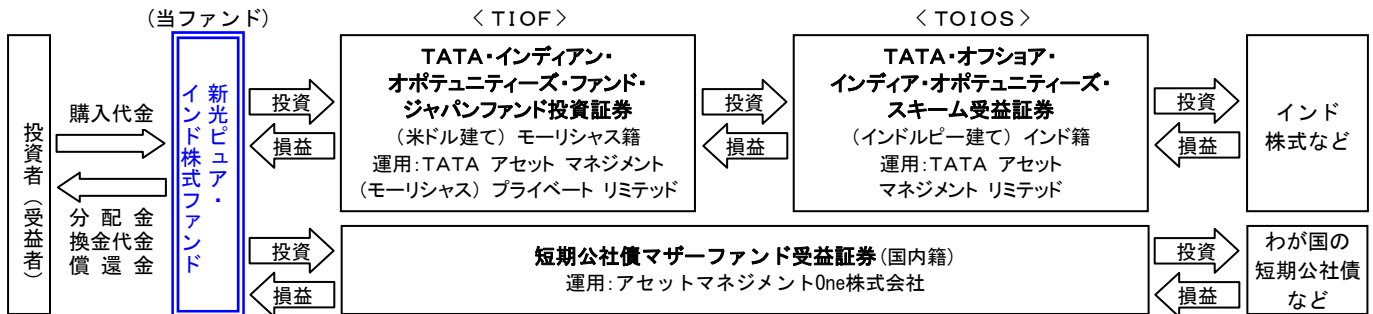
MSCI ワールド・インデックスおよびMSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当ファンドは、主として外国籍の投資信託証券を通じて、インドの株式に投資します。実質的に組み入れたインドの株式の値動き、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

1. 主としてインド有数の財閥であるTATAグループの投資信託会社が運用する外国籍の投資信託証券を通じて、実質的にインド株式に投資します。
2. モーリシャス籍の「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券(米ドル建て)」(以下「TIOF」という場合があります。)と国内籍の「短期公社債マザーファンド受益証券」に投資し、中長期的な投資信託財産の成長を目指すファンド・オブ・ファンズです。

- ◆TIOFへの投資にあたっては、TATA アセット マネジメント リミテッドおよびTATA アセット マネジメント (モーリシャス) プライベート リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。
- ◆TIOFおよび短期公社債マザーファンド受益証券への投資割合は、当ファンドの資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、TIOFの組入比率は原則として高位とすることを基本とします。



- ・TIOFについて…TIOFの運用は、TATA アセット マネジメント (モーリシャス) プライベート リミテッドが行います。TIOFはTATA・オフショア・インディア・オポチュニティーズ・スキーム受益証券(インドルピー建て)(以下「TOIOS」といいます。)を通じて、主としてインド株式に実質的に投資を行います。
- ・TOIOSについて…TOIOSの運用は、TATA アセット マネジメント リミテッドが行います。TOIOSはTATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンドのみに取得され、信託報酬、買付手数料はかかりません。また、分配は行いません。

3. 原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

4. 原則として、年1回(毎年8月22日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 当ファンドは実質的にインドの株式などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。
株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク	当ファンドが組み入れる外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

◆収益分配金に関する留意事項◆

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



## お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日から起算して3営業日目の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日から起算して3営業日目の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。ただし、申込締切時間は販売会社により午後2時その他販売会社が定める時間までとなる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・インドの証券取引所の休業日 ・モーリシャスの銀行の休業日 ・インドの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2026年8月24日まで(2006年5月31日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするTIOFが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ・TIOFの主要投資対象が変更となる場合 ・TIOFの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年8月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

## ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## ●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.24%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

## ●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	・実質的な負担:ファンドの日々の純資産総額に対して最大で <b>年率2.042%(税抜1.95%)程度</b> ※上記はTIOFを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。 ・当ファンド:年率1.242%(税抜1.15%) ・TIOF:年率0.80%(上限) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするTIOFにおいては、有価証券などの売買手数料などがかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。



投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社  
[ファンドの運用の指図を行う者]  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>三菱UFJ信託銀行株式会社  
[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
- <投資顧問会社>TATA アセット マネジメント リミテッド  
TATA アセット マネジメント (モーリシャス)  
プライベートリミテッド  
[委託会社に対して投資助言および情報提供などを行います。]

◆委託会社の照会先 ◆

- アセットマネジメントOne株式会社  
コールセンター 0120-104-694  
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

**販売会社一覧(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)**

販売会社名	登録番号	加入協会
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1号	日本証券業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
飯塚中川証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第1号	日本証券業協会
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	日本証券業協会
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
木村証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第6号	日本証券業協会
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	日本証券業協会
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	日本証券業協会
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	日本証券業協会
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
長野証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号	日本証券業協会
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	日本証券業協会
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第172号	日本証券業協会
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	日本証券業協会
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	日本証券業協会
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1771号	日本証券業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	日本証券業協会
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第52号	日本証券業協会
株式会社福邦銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

(順不同)

2017年7月31日時点